

消防団員確保のための経費に対する 特別交付税措置の拡充

地域防災室

消防団員を確保するため、これまで、消防団員の条例定数が標準団員数の2倍以上である市町村を対象に、上限1,000万円として、消防団員の報酬が普通交付税措置された額を超える分の2分の1を特別交付税措置してきたところですが、消防団への加入を促進し、消防団員を多く確保する市町村の一層の取組を支援するため、平成26年度3月交付分から特別交付税措置を拡充することとしています。

具体的には、特別交付税措置の対象を、従来の条例定数ではなく、消防団員の実員数が標準団員数の2倍以上

であることとし、1,000万円の上限を撤廃することとしています。また、消防団員を増やすインセンティブとなるよう、前年度に比して消防団員（実員）が増加した市町村を特別交付税措置の対象に追加することとしています。

平成27年度の特別交付税については、平成27年4月1日時点の消防団員数が平成26年4月1日時点より増加した市町村が対象となりますので、各市町村においては、特別交付税措置が拡充されることも踏まえ、積極的に消防団員の増加を図ることが期待されます。

消防団員確保のための経費に対する特別交付税措置の拡充

	特別交付税措置の対象	措置額
従来	標準団員数の2倍以上の消防団員数(条例定数)の市町村	普通交付税措置された額を超える分の2分の1 (上限1,000万円)
平成26年度以降	以下のいずれかを満たす市町村 ①標準団員数の2倍以上の消防団員数(実員数)の市町村 ②4月1日現在消防団員数(実員数)が前年度同日より増加している市町村	普通交付税措置された額を超える分の2分の1 (上限なし)

※今回の拡充により、対象市町村数は、518(261団体増)となる(H25年度ベースで試算)。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部 地域防災室 消防団係 馬内
TEL: 03-5253-7561